【参考②】 最適な公民連携（PPP）事業手法の選択に係る基本フロー

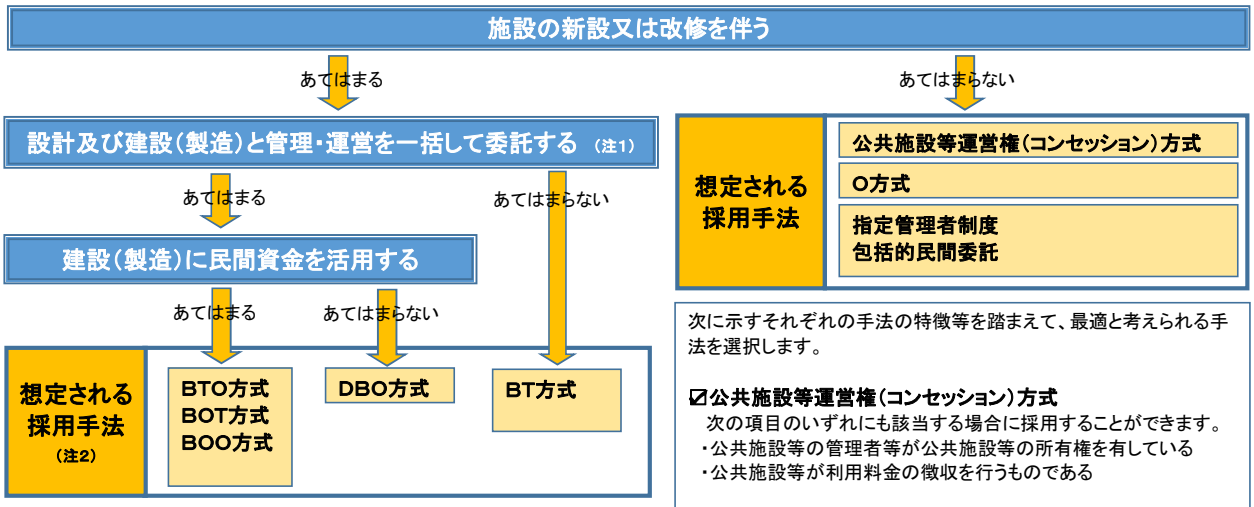

（注1）
「新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに、一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することで、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合」や、「当該公共施設等に係る将来の状況変化が大きい（技術革新や利用需要の大幅な変化等が予想される）ため、建設（製造）後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合」等は、「あてはまらない」を選択することもあります。

（注2）
これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられます。

（その他）
都市公園については、上記に示す手法の他、**「公募設置管理制度（Park-PFI）」**の採用も考えられます。

次に示すそれぞれの手法の特徴等を踏まえて、最適と考えられる手法を選択します。

☑公共施設等運営権（コンセッション）方式
次の項目のいずれにも該当する場合に採用することができます。
・公共施設等の管理者等が公共施設等の所有権を有している
・公共施設等が利用料金の徴収を行うものである

☑O方式
公共施設等運営権（コンセッション）方式に該当しない場合でも採用することができます。

☑指定管理者制度
公共施設等が地方自治法に規定する「公の施設」に該当する場合に採用することができます。

☑包括的民間委託
公共施設等の維持管理又は維持管理に関する企画に掲げる二以上の種類の業務を民間事業者に一括して委託する場合に採用することができます。